

介護保険料の納入通知書を送付します

平成20年度介護保険料納入通知書（本算定）を8月上旬に送付します。これは、平成20年度の町・県民税の決定に伴い、今年度の介護保険料額が決定したものです。暫定分として、4月から6月までに納付いただいた保険料を、決定した介護保険料額から差し引いた額を7回に分けて納付していただくようになっています。（保険料額については納入通知書に同封のお知らせを参照ください。）期限内の納付にご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、納め忘れのない便利な口座振替のご利用をお勧めします。すでに口座振替をご利用の方は、指定口座の残高や変更等がないかご確認ください。

また、特別徴収（年金からの天引き）の方へは、9月上旬に**特別徴収開始通知書**を送付します。こちらでも決定した介護保険料額から、第3期分（8月の年金から天引き）まで納付いただいた仮徴収分を差し引いた額を、10、12、2月の年金支給月に徴収させていただきます。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

例 介護保険料額が48,348円と決定し、暫定分が第1期から第3期まで各5,000円だった方の場合。

◎納入通知書の方（普通徴収）

$$\begin{aligned} & (\text{今回決まった介護保険料} - \text{今まで支払われた介護保険料}) \div 7回 & = 1回分の平均保険料 \\ & (48,348円 - 15,000円(第1, 2, 3期分)) \div 7回(第4\sim 10期) & = 4,764円 \end{aligned}$$

これを第4期5,148円、第5期から第10期分、各4,700円として納入いただきます。

◎年金から天引きの方（特別徴収）

$$\begin{aligned} & (\text{今回決まった介護保険料} - \text{今まで天引きされた介護保険料}) \div 3回 & = 1回分の平均保険料 \\ & (48,348円 - 15,000円(第1, 2, 3期分)) \div 3回(第4, 5, 6期分) & = 11,116円 \end{aligned}$$

これを第4期11,148円、第5期及び第6期、各11,100円として徴収させていただきます。

「ねんきん特別便」のご回答にご協力をお願いします

社会保険庁から、年金を受給されている方や加入されている方に、ご自身の年金記録をご確認いただくため、「ねんきん特別便」を順次送付しています。

「ねんきん特別便」は、現在お使いいただいている年金番号の記録をもとに作成しています。年金番号をいくつかお持ちの方や、平成8年以前に結婚等により氏名を変更されている方などは、現在お使いいただいている年金番号の記録に、以前の記録が管理されていない可能性があります。

お手数をおかけしますが、お手元に届きました「ねんきん特別便」に記載された記録に、もれや誤りがないかをご確認のうえ、訂正がない場合でも必ずご回答くださいますようお願いいたします。

■問合せ／

- ねんきん特別便専用ダイヤル ☎ 0570-058-555
月曜日～金曜日 午前9時～午後8時
第2土曜日 午前9時～午後5時
※IP電話・PHSからは、☎ 03-6700-1144におかけください。
- 春日部社会保険事務所 ☎ 048-737-7510
- 役場住民ほけん課国保年金担当 ☎ 991-1870

